

【別添4】Ⅱ ファイルの概要(3. 課税台帳情報ファイル)－5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

＜個人住民税＞

情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する法令第2条の表より)

| 提供先          | ①法令上の根拠                                                                                   | ②提供先における用途                                                                                                        | ③提供する情報                | ④対象となる本人の数 | ⑤対象となる本人の範囲                                                                                                             | ⑥提供方法          | ⑦時期・頻度 |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|--------|
| 厚生労働大臣       | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下この表において「番号法命令」という)第2条表の1項 | 健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定められた用途                                                        | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人未満      | 健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者                                                        | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |
| 全国健康保険協会     | 番号法命令第2条表の2項                                                                              | 健康保険法による保険給付の支給に係る事務であって主務省令で定められた用途                                                                              | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人未満      | 健康保険法による保険給付の支給に係る事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者                                                                              | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |
| 健康保険組合       | 番号法命令第2条表の3項                                                                              | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途                                                                             | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人未満      | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者                                                                             | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |
| 厚生労働大臣       | 番号法命令第2条表の5項                                                                              | 船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定められた用途                                                        | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人未満      | 船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者                                                        | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |
| 全国健康保険協会     | 番号法命令第2条表の7項                                                                              | 船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人未満      | 船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |
| 都道府県知事       | 番号法命令第2条表の11項                                                                             | 児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途                              | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人未満      | 児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者                              | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |
| 都道府県知事       | 番号法命令第2条表の13項                                                                             | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途                                                                      | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人未満      | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者                                                                      | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |
| 市町村長         | 番号法命令第2条表の14項                                                                             | 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた用途           | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人未満      | 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者           | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |
| 都道府県知事又は市町村長 | 番号法命令第2条表の20項                                                                             | 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途                                                                      | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人未満      | 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者                                                                      | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |
| 市町村長         | 番号法命令第2条表の28項                                                                             | 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途                                                                        | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人未満      | 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者                                                                        | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |

| 提供先                                  | ①法令上の根拠       | ②提供先における用途                                                            | ③提供する情報                | ④対象となる本人の数 | ⑤対象となる本人の範囲                                                                 | ⑥提供方法          | ⑦時期・頻度 |
|--------------------------------------|---------------|-----------------------------------------------------------------------|------------------------|------------|-----------------------------------------------------------------------------|----------------|--------|
| 都道府県知事                               | 番号法命令第2条表の39項 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途               | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人未満      | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者               | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |
| 都道府県知事等                              | 番号法命令第2条表の42項 | 生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定められた用途                               | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人未満      | 生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者                               | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |
| 市町村長                                 | 番号法命令第2条表の48項 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途      | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人未満      | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者      | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |
| 都道府県知事                               | 番号法命令第2条表の49項 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途      | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人未満      | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者      | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |
| 公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長 | 番号法命令第2条表の53項 | 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途                                 | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人未満      | 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者                                 | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |
| 日本私立学校振興・共済事業団                       | 番号法命令第2条表の57項 | 私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途                   | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人未満      | 私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者                   | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |
| 厚生労働大臣又は共済組合等                        | 番号法命令第2条表の58項 | 厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途                     | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人未満      | 厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者                     | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |
| 文部科学大臣又は都道府県教育委員会                    | 番号法命令第2条表の59項 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定められた用途      | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人未満      | 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者      | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |
| 国家公務員共済組合                            | 番号法命令第2条表の65項 | 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途                            | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人未満      | 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者                            | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |
| 国家公務員共済組合連合会                         | 番号法命令第2条表の66項 | 国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人未満      | 国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |
| 市町村長又は国民健康保険組合                       | 番号法命令第2条表の69項 | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途                       | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人未満      | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者                       | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |

| 提供先                                  | ①法令上の根拠       | ②提供先における用途                                                                 | ③提供する情報                | ④対象となる本人の数      | ⑤対象となる本人の範囲                                                                      | ⑥提供方法          | ⑦時期・頻度 |
|--------------------------------------|---------------|----------------------------------------------------------------------------|------------------------|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------|----------------|--------|
| 厚生労働大臣                               | 番号法命令第2条表の73項 | 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人以上<br>10万人未満 | 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |
| 住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長 | 番号法命令第2条表の76項 | 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定められた用途  | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人未満           | 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者  | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |
| 都道府県知事等                              | 番号法命令第2条表の81項 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途                                  | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人未満           | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者                                  | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |
| 地方公務員共済組合                            | 番号法命令第2条表の83項 | 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途                                | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人未満           | 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者                                | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |
| 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会            | 番号法命令第2条表の84項 | 地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途   | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人未満           | 地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者   | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |
| 市町村長                                 | 番号法命令第2条表の86項 | 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定められた用途                                        | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人未満           | 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者                                        | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |
| 市町村長                                 | 番号法命令第2条表の87項 | 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途                                        | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人未満           | 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者                                        | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |
| 都道府県知事                               | 番号法命令第2条表の88項 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定められた用途                    | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人未満           | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者                    | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |
| 都道府県知事又は市町村長                         | 番号法命令第2条表の89項 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人未満           | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |
| 都道府県知事等                              | 番号法命令第2条表の90項 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途                              | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人未満           | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者                              | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |
| 厚生労働大臣又は都道府県知事                       | 番号法命令第2条表の91項 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途                     | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人未満           | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者                     | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |

| 提供先                                                        | ①法令上の根拠        | ②提供先における用途                                                                                                                       | ③提供する情報                | ④対象となる本人の数 | ⑤対象となる本人の範囲                                                                                                                            | ⑥提供方法          | ⑦時期・頻度 |
|------------------------------------------------------------|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|--------|
| 都道府県知事等                                                    | 番号法命令第2条表の92項  | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途                                      | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人未満      | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者                                      | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |
| 市町村長                                                       | 番号法命令第2条表の96項  | 母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途                                                                                              | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人未満      | 母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者                                                                                              | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |
| 厚生労働大臣又は都道府県知事                                             | 番号法命令第2条表の98項  | 雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途                                                                                         | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人未満      | 雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者                                                                                         | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |
| 市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)                           | 番号法命令第2条表の106項 | 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途                                                                                      | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人未満      | 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者                                                                                      | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |
| 後期高齢者医療広域連合                                                | 番号法命令第2条表の115項 | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途                                                                     | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人未満      | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者                                                                     | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |
| 都道府県知事等                                                    | 番号法命令第2条表の125項 | 中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途                                                                                             | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人未満      | 中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者                                                                                             | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |
| 厚生労働大臣                                                     | 番号法命令第2条表の129項 | 平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途                                               | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人未満      | 平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者                                               | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |
| 平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金 | 番号法命令第2条表の130項 | 平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途                                                                         | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人未満      | 平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者                                                                         | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |
| 市町村長                                                       | 番号法命令第2条表の132項 | 介護保険法による保険給付の支給、実施地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途                                                                        | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人未満      | 介護保険法による保険給付の支給、実施地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者                                                                        | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |
| 都道府県知事又は保健所を設置する市の長                                        | 番号法命令第2条表の137項 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途                                                                 | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人未満      | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者                                                                 | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |
| 厚生労働大臣                                                     | 番号法命令第2条表の138項 | 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人未満      | 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |



| 提供先                      | ①法令上の根拠            | ②提供先における用途                                                                                                                                                                    | ③提供する情報                | ④対象となる本人の数      | ⑤対象となる本人の範囲                                                                                                                                                                         | ⑥提供方法          | ⑦時期・頻度 |
|--------------------------|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|--------|
| 独立行政法人<br>農業者年金基金        | 番号法命令第2条<br>表の140項 | 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人未満           | 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |
| 独立行政法人<br>日本学生支援機構       | 番号法命令第2条<br>表の141項 | 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定められた用途                                                                                                                                 | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人未満           | 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者                                                                                                                                 | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |
| 厚生労働大臣                   | 番号法命令第2条<br>表の142項 | 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途                                                                                                                  | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人未満           | 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者                                                                                                                  | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |
| 都道府県知事<br>又は市町村長         | 番号法命令第2条<br>表の144項 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途                                                                                                   | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人未満           | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者                                                                                                   | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |
| 文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会 | 番号法命令第2条<br>表の151項 | 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途                                                                                                        | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人以上<br>10万人未満 | 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者                                                                                                        | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |
| 厚生労働大臣                   | 番号法命令第2条<br>表の152項 | 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途                                                                                                             | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人未満           | 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者                                                                                                             | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |
| 市町村長                     | 番号法命令第2条<br>表の150項 | 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途                                                                                                        | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人未満           | 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者                                                                                                        | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |
| 厚生労働大臣                   | 番号法命令第2条<br>表の156項 | 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途                                                                                                                     | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人未満           | 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者                                                                                                                     | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |
| 都道府県知事                   | 番号法命令第2条<br>表の158項 | 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途                                                                                                                           | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人未満           | 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者                                                                                                                           | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |
| 特別徴収義務者・企業               | 番号法第19条第1項         | 特徴税額決定情報を特別徴収義務者が把握するため                                                                                                                                                       | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人未満           | 当該課税台帳に記載されているもの                                                                                                                                                                    | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |

| 提供先                                                                | ①法令上の根拠       | ②提供先における用途                                                                                | ③提供する情報                | ④対象となる本人の数 | ⑤対象となる本人の範囲                                                                                       | ⑥提供方法          | ⑦時期・頻度 |
|--------------------------------------------------------------------|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|--------|
| 税務署                                                                | 番号法第19条第8号    | 扶養控除否認事項を税務署にて把握するため                                                                      | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人未満      | 当該課税台帳に記載されているもの                                                                                  | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |
| 市町村長                                                               | 番号法令第2条表の37項  | 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途                         | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人未満      | 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者                           | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |
| 市町村長                                                               | 番号法令第2条表の75項  | 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途                         | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人未満      | 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者                           | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |
| 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等 | 番号法令第2条表の160項 | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) | 1万人未満      | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 随時     |

【別添5】Ⅱ ファイルの概要(3. 課税台帳情報ファイル)－5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

移転先一覧

| 移転先               | ①法令上の根拠   | ②移転供先における用途                                                  | ③移転する情報                  | ④対象となる本人の数        | ⑤対象となる本人の範囲                                                | ⑥移転方法    | ⑦時期・頻度 |
|-------------------|-----------|--------------------------------------------------------------|--------------------------|-------------------|------------------------------------------------------------|----------|--------|
| 福祉部<br>保険年金課      | 番号法第9条第2号 | 国民健康保険に関する事務                                                 | 地方税関係情報(個人住民税額、所得額、控除額等) | 10万人以上<br>100万人未満 | 国民健康保険の被保険者及び世帯員                                           | 庁内連携システム | 6月及び随時 |
| 福祉部<br>保険年金課      | 番号法第9条第2号 | 国民年金に関する事務                                                   | 地方税関係情報(個人住民税額、所得額、控除額等) | 1万人以上<br>10万人未満   | 国民年金保険料の免除等申請者及び配偶者並びに世帯主                                  | 庁内連携システム | 申請の都度  |
| 福祉部<br>保険年金課      | 番号法第9条第2号 | 後期高齢者医療制度に関する事務                                              | 地方税関係情報(個人住民税額、所得額、控除額等) | 1万人以上<br>10万人未満   | 後期高齢者医療の被保険者及び世帯員                                          | 庁内連携システム | 7月及び随時 |
| 福祉部<br>保険年金課      | 番号法第9条第2号 | 特別障がい給付金に関する事務                                               | 地方税関係情報(個人住民税額、所得額、控除額等) | 1万人未満             | 特別障がい給付金の受給権者及び世帯員                                         | 庁内連携システム | 申請の都度  |
| 福祉部<br>介護保険課      | 番号法第9条第2号 | 介護保険に関する事務                                                   | 地方税関係情報(個人住民税額、所得額、控除額等) | 10万人以上<br>100万人未満 | 介護保険の被保険者及び世帯員                                             | 庁内連携システム | 6月及び随時 |
| 子ども青少年部<br>子ども家庭課 | 番号法第9条第2号 | 児童福祉法による障がい児通所給付費等の支給に関する事務                                  | 地方税関係情報(個人住民税額、所得額、控除額等) | 1万人未満             | 児童福祉法による障がい児通所給付費等申請者(保護者)及び世帯員                            | 庁内連携システム | 申請の都度  |
| 福祉部<br>障がい者支援課    | 番号法第9条第2号 | 障がい児福祉手当及び特別障がい者手当に関する事務                                     | 地方税関係情報(個人住民税額、所得額、控除額等) | 1万人未満             | 障がい児福祉手当または特別障がい者手当の受給者及び世帯員                               | 庁内連携システム | 申請の都度  |
| 福祉部<br>障がい者支援課    | 番号法第9条第2号 | 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務 | 地方税関係情報(個人住民税額、所得額、控除額等) | 1万人以上<br>10万人未満   | 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付または地域生活支援事業の申請者及び世帯員 | 庁内連携システム | 申請の都度  |
| 福祉部<br>生活支援課      | 番号法第9条第2号 | 中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する事務                                   | 地方税関係情報(個人住民税額、所得額、控除額等) | 1万人未満             | 中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援の要支援者及び被支援者                            | 庁内連携システム | 随時     |
| 福祉部<br>高齢者支援課     | 番号法第9条第2号 | 老人ホーム入所措置等に関する事務                                             | 地方税関係情報(個人住民税額、所得額、控除額等) | 1万人未満             | 老人ホーム入所措置を受け、若しくは受けようとする老人またはその扶養義務者                       | 庁内連携システム | 届出の都度  |
| 福祉部<br>生活支援課      | 番号法第9条第2号 | 生活保護に関する事務                                                   | 地方税関係情報(個人住民税額、所得額、控除額等) | 1万人未満             | 生活保護の申請者または受給者及び要保護者                                       | 庁内連携システム | 随時     |
| 子ども青少年部<br>子育て給付課 | 番号法第9条第2号 | 児童扶養手当に関する事務                                                 | 地方税関係情報(個人住民税額、所得額、控除額等) | 1万人未満             | 児童扶養手当の申請者、対象児童、申請者の配偶者及び申請者と生計を同じくする扶養義務者                 | 庁内連携システム | 申請の都度  |
| 子ども青少年部<br>子育て給付課 | 番号法第9条第2号 | 母子家庭等及び寡婦日常生活支援事業の申請に関する事務                                   | 地方税関係情報(個人住民税額、所得額、控除額等) | 1万人未満             | 母子家庭等及び寡婦日常生活支援事業の申請者及び世帯員                                 | 庁内連携システム | 申請の都度  |

| 移転先               | ①法令上の根拠   | ②移転供先における用途                               | ③移転する情報                  | ④対象となる本人の数        | ⑤対象となる本人の範囲                              | ⑥移転方法    | ⑦時期・頻度 |
|-------------------|-----------|-------------------------------------------|--------------------------|-------------------|------------------------------------------|----------|--------|
| 子ども青少年部<br>子育て給付課 | 番号法第9条第2号 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務             | 地方税関係情報(個人住民税額、所得額、控除額等) | 1万人未満             | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給申請者及び世帯員          | 庁内連携システム | 申請の都度  |
| 子ども青少年部<br>子育て給付課 | 番号法第9条第2号 | 特別児童扶養手当の支給に関する事務                         | 地方税関係情報(個人住民税額、所得額、控除額等) | 1万人未満             | 特別児童扶養手当の受給者若しくはその配偶者または扶養義務者            | 庁内連携システム | 届出の都度  |
| 子ども青少年部<br>子育て給付課 | 番号法第9条第2号 | 児童手当に関する事務                                | 地方税関係情報(個人住民税額、所得額、控除額等) | 10万人以上<br>100万人未満 | 児童手当の受給資格者及び配偶者                          | 庁内連携システム | 届出の都度  |
| 子ども青少年部<br>子育て給付課 | 番号法第9条第3号 | 未熟児養育医療に関する事務                             | 地方税関係情報(個人住民税額、所得額、控除額等) | 1万人以上<br>10万人未満   | 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用支給の対象児童の扶養義務者 | 庁内連携システム | 申請の都度  |
| 子ども青少年部<br>保育課    | 番号法第9条第2号 | 子どものための教育・保育給付に係る支給に関する事務                 | 地方税関係情報(個人住民税額、所得額、控除額等) | 1万人以上<br>10万人未満   | 子どものための教育・保育給付の支給認定子ども及びその世帯員            | 庁内連携システム | 申請の都度  |
| 健康医療部<br>健康づくり課   | 番号法第9条第2号 | 予防接種(小児)に関する事務                            | 地方税関係情報(個人住民税額、所得額、控除額等) | 1万人未満             | 予防接種により死亡した者及び請求者                        | 庁内連携システム | 申請の都度  |
| 健康医療部<br>健康づくり課   | 番号法第9条第2号 | 予防接種(成人)に関する事務                            | 地方税関係情報(個人住民税額、所得額、控除額等) | 1万人未満             | 予防接種により死亡した者及び請求者                        | 庁内連携システム | 申請の都度  |
| 健康医療部<br>保健予防課    | 番号法第9条第2号 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院の勧告等に関する事務 | 地方税関係情報(個人住民税額、所得額、控除額等) | 1万人未満             | 医療に要する費用の負担を申請した感染症の患者若しくはその配偶者または扶養義務者  | 庁内連携システム | 申請の都度  |
| 計画建築部<br>住宅政策課    | 番号法第9条第2号 | 公営住宅に関する事務                                | 地方税関係情報(個人住民税額、所得額、控除額等) | 1万人未満             | 公営住宅の入居者及び同居者                            | 庁内連携システム | 申請の都度  |
| 福祉部<br>福祉総務課      | 番号法第9条第2号 | 給付金に関する事務                                 | 地方税関係情報(個人住民税額、所得額、控除額等) | 10万人以上<br>100万人未満 | 給付金対象者                                   | 庁内連携システム | 申請の都度  |